

介護老人保健施設 開設者 様

大阪府福祉部高齢介護室長
(公 印 省 略)

令和6年度介護報酬の改定に伴う介護給付費算定に係る体制等の届出等について（通知）

日頃から大阪府高齢者保健福祉行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和6年6月1日に介護報酬改定が施行となる（介護予防）通所リハビリテーションサービス（みなし指定）について、令和6年6月1日から加算等を算定する介護老人保健施設については、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となります。

つきましては、下記のとおり必要書類を提出していただきますようお願い申し上げます。

記

1 提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
※実施しているサービス及び施設等の区分のページのみで結構です。
- ③ 誓約書
- ④ 届出を収受した記録（届出の写し）を希望する場合は返信用封筒（84円切手貼付）
※希望しない場合は不要。

2 対象サービス

みなし指定の「（介護予防）通所リハビリテーション」

3 提出期限

令和6年5月15日（水）必着（提出方法は郵送受付のみ）

※なお、提出が遅延されますと6月からの加算等の算定ができなくなりますのでご注意ください。

4 提出先

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ

住 所：〒540-8570（大阪府庁専用番号のため、以下住所は不要）

※封筒に「**通りハ制度改正関係書類在中**」と朱書きのこと。

5 その他

- （1）令和6年度介護報酬改定については、厚生労働省ホームページを確認してください。
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html
- （2）新たに追加された加算等や算定要件等が変更された加算等だけでなく、既存の加算等に

- についても、令和6年6月1日から算定を開始する場合は、同時に届出が可能です。
- (3) 今回の届出については、各加算等の要件を満たす根拠資料は、各施設にて保管をお願いし、添付は省略します。代わりに誓約書を添付していただくこととしています（既存の加算等で算定要件等に変更のないものについても同様に取り扱います）。今後の届出についてはこのとおりではありませんので御注意ください。今後の取扱いについては、後日ホームページ等で御案内する予定です。
- (4) 届出がない場合、別添「事業所向け留意事項」に記載のとおりに取り扱います（既存の加算については変更がないものとみなします）。また、該当する項目に記載がない場合は、届出がない場合と同様に取り扱います。

【提出・問い合わせ先】

〒540-8570（住所不要：大阪府庁専用番号）

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ

TEL：06-6944-7106

FAX：06-6944-6670

メール：koreikaigo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp